

議案第17号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村等の公共下水道を管理する者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第17条第2項の表を次のように改める。

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	従量料金（排除汚水量1立方メートルにつき）	
一般汚水	8立方メートルまで	1,550円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	35円
			10立方メートルを超え20立方メートルまで	145円
			20立方メートルを超え50立方メートルまで	205円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	230円
			100立方メートルを超えるもの	245円
湯屋汚水	排除汚水量1立方メートルにつき			30円

附 則

（施行期日）

1 この条例中第6条にただし書を加える改正規定は公布の日から、第17条第2項の表の改正規定及び次項の規定は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条第2項の表の規定は、令和8年10月1日前から継続して使用している公共下水道の使用料のうち、同年10月分以後のものとして徴収する公共下水道の使用料について適用し、同月分前のもので徴収する公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

公共下水道の使用料の額等を改定するため、及び災害等の非常時における排水設備等の工事の実施に関する特例を定めるため、本案を提出する。